

EUの情報通信政策の概要

2023年9月

欧州連合日本政府代表部

EUデジタル戦略「Shaping Europe's digital future」

- 2020年2月、欧州委員会は新たなデジタル戦略として「Shaping Europe's digital future」を策定し、欧州市民の利益となるデジタル変革に向け、今後5年間で焦点を当てる3つの柱と、(当面の)主な施策を提示。
- 2021年3月、欧州委員会は2030年を目標としたビジョン等をまとめた「デジタルコンパス2030」を公表。

【新デジタル戦略の3つの柱と主な施策の例】

柱1 人々のための技術

✓ AI白書の策定

⇒2020年2月に公表。当該白書等に基づき、2021年4月にAI規則案等を提案(審議中)。

✓ その他、5G/6Gの新アクションプランや新周波数政策プログラムの策定、デジタル教育アクションプランの策定、サイバーセキュリティユニットの創設 等

柱2 公正で競争力のあるデジタル経済

✓ データ戦略の策定

⇒2020年2月に公表。同年11月にデータガバナンス法案を提案、2022年5月成立。2022年2月にデータ共有を促進するためデータ法案を提案(2023年6月に両立法機関で政治的合意、現在正式承認手続中)。

✓ デジタル・サービス・アクト等の検討 等

⇒2020年12月にデジタルサービス法(DSA)案とデジタルマーケット法(DMA)案を公表。2022年10月及び7月にそれぞれ成立。

柱3 オープンで、民主的かつ持続可能な社会

✓ 欧州民主アクションプラン(第三国による干渉脅威等)、eIDAS規則の改正、等

⇒2020年12月に偽情報対策等を含む欧州民主アクションプランを公表。2021年6月に欧州デジタルIDの枠組構築に向けた提案、早期実現のための勧告を公表。

EUデジタルコンパス2030

○ 2021年3月9日、欧州委員会は「2030年を目標としたビジョンと施策ロードマップ」**“2030 Digital Compass: the European way for the Digital Decade”**を発表。2021年9月、目標達成に向けた進捗管理に関するデジタル政策プログラム**“Path to the Digital Decade”**を提案。

<4つの重点(2030年目標)>

1. デジタルスキル

- 全成人の80%が基本的なデジタルスキルを習得
- 2000万人の追加的なICT専門家の雇用を創出

2. デジタルインフラ

- 全世帯でギガビット接続を確立、全人口密集地は5Gでカバー
- 最先端半導体の世界シェア20%以上
- 気候中立でセキュアな10,000のエッジノードを配備
- 2025年までに量子アクセラレーションを備えた初のコンピュータを開発

3. ビジネスのデジタル変革

- 欧州企業の75%がクラウドサービス、ビッグデータ、AIを使用
- 90%以上の中小企業が基礎レベルのデジタル化を達成

4. 公共サービスのデジタル変革

- 主要な公共サービスをオンラインで利用可能に
- 全EU市民が自らの医療記録へのアクセス可能に
- 80%のEU市民がデジタルIDを利用

<目標達成のための主要メカニズム>

1. 監視システム(ガバナンス)

- Digital Decadeに関する年次報告を作成、2030年目標の進捗状況を報告
- 分析結果を踏まえた勧告を作成。勧告には規制の実施、追加投資のための公的介入などが含まれ得る

2. 多国間プロジェクト

- EU内の能力格差の対処等のため、復興基金等の活用も踏まえつつ、プロジェクトを支援

3. 国際協力の推進

- 規制・標準協力(データ保護、プライバシー、データフロー、AI倫理、サイバーセキュリティ、偽情報、違法コンテンツ、デジタル経済下での税制)
- 途上国支援(デジタル・コネクティビティファンドなど)
- 研究協力(6G, 量子、気候変動)

デジタルサービス法(DSA)①

- 2020年12月、欧州委員会は、オンライン上の違法コンテンツ対策強化のため、既存のeコマース指令(2000年)を包括的に見直す「デジタルサービス法」(DSA)を提案。2022年10月成立。

DSAの概要

1. 対象事業者

- ①仲介サービス、②ホスティングサービス、③オンライン・プラットフォーム(オンラインマーケットプレイスを含む)、④大規模オンライン・プラットフォーム、⑤大規模オンライン検索エンジンを提供する事業者(①は②を、②は③を、③は④を包含する概念。)

2. 違法コンテンツに対する免責等

- ・仲介サービス提供者の違法コンテンツに対する免責条件を規定。
- ・一般的モニタリング義務は無いものの、司法及び行政当局からの削除等の措置命令・情報提供命令への報告義務を規定。

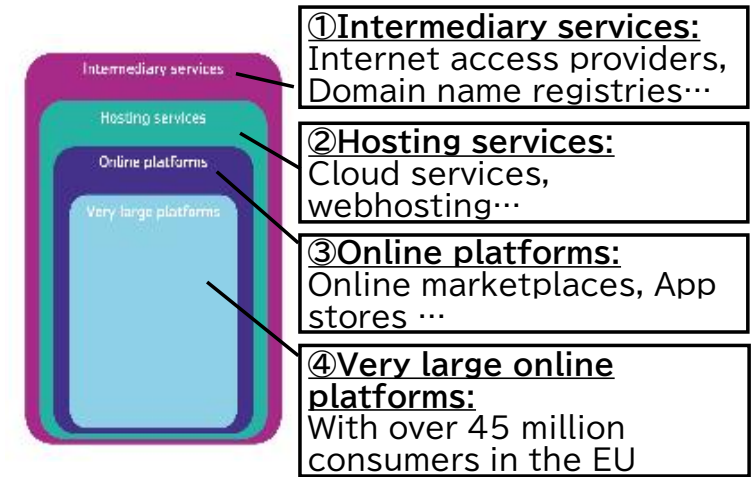
3. サービス提供者に対する義務(対象事業者・規模に応じた義務付け)

- (1) 仲介サービス : 透明性報告義務, 連絡窓口・国内法定代理人の設置 等
- (2) ホスティングサービス : 違法コンテンツの通知受付体制整備、対応理由の利用者への通知 等
- (3) オンライン・プラットフォーム : 違法コンテンツ対応に関する苦情受付体制、オンライン広告の透明性確保、機微な個人データ又は児童の個人データを用いたプロファイリングに基づくオンライン広告の禁止、リコメンド機能に用いる主要パラメータの開示、出品者の本人確認、出品者の商品に関する情報が不正確な場合の修正請求義務 等
- (4) 大規模オンライン・プラットフォーム及び大規模オンライン検索エンジン: サービスのリスク評価実施・リスク軽減措置の実施、危機発生時の個別措置命令への対応、外部監査の実施公表、オンライン広告の透明性確保の追加措置、規制当局及び研究者によるデータアクセス、欧州委員会による監督に要した費用の支払い 等

4. 監視及び執行

- ・ 各加盟国はDSAの執行責任者であり調査権限等を持つデジタルサービス調整官を指定。
- ・ 欧州委員会は大規模オンライン・プラットフォーム及び大規模オンライン検索エンジンをモニタリング。義務違反の場合、前年度の総売上高の最大6%の罰金等を科すことが可能。

<対象事業者の範囲(包含関係)>



⑤ **Very large online search engines**

(欧州委員会HP等の資料から一部加工)

デジタルサービス法(DSA)②

- 2023年4月、欧州委員会は、DSAに基づく「大規模オンライン・プラットフォーム」(VLOPs:very large online platforms)及び「大規模オンライン検索エンジン」(VLOSEs:very large online search engines)を指定。
- 2023年8月25日、大規模オンライン・プラットフォーム及び大規模オンライン検索エンジン事業者に対する義務規定の適用開始。

大規模オンライン・プラットフォーム(VLOP)

- Alibaba AliExpress
- Amazon Store
- Apple AppStore
- Booking.com
- Facebook
- Google Play
- Google Maps
- Google Shopping
- Instagram
- LinkedIn
- Pinterest
- Snapchat
- TikTok
- Twitter
- Wikipedia
- YouTube
- Zalando

大規模オンライン検索エンジン(VLOSE)

- Bing
- Google Search

※EU域内で利用者を4,500万人を超えるオンライン・プラットフォーム及びオンライン検索エンジンが対象。

デジタルマーケット法(DMA)①

- 2020年12月、欧州委員会は、公正な競争環境整備のため、デジタルゲートキーパーへの規律を盛り込んだ「デジタルマーケット法」(DMA)を提案。2022年7月に成立。

1.規制対象事業者

以下の要件を満たすとして、欧州委員会から「ゲートキーパー」に指定された事業者

①域内市場に重大な影響を与える事業者であること

過去3会計年度においてそれぞれ75億ユーロ以上の年間売上高を達成した場合、又は平均時価総額若しくは同等の適正市場価値が直近の会計年度において750億ユーロ以上である場合で、少なくとも3カ国以上の加盟国においてコアプラットフォームサービスを提供しているときは、この要件に該当すると推定。

②ビジネスユーザーの消費者への重要なゲートウェイとなるコアプラットフォームサービスを提供していること

直近の会計年度において、EU域内に設立され又は所在する月間アクティブエンドユーザー数が4500万人超で、EU域内に設立された年間アクティブビジネスユーザー数が1万人超のコアプラットフォームサービス(※)を運営している場合は、この要件に該当すると推定。

※「コアプラットフォームサービス」とは、オンライン仲介サービス、オンライン検索エンジン、オンラインソーシャルネットワーキングサービス、ビデオ共有プラットフォームサービス、電話番号独立型個人間通信サービス、オペレーティングシステム(OS)、ウェブブラウザ、バーチャルアシスタント、クラウドコンピューティングサービス、オンライン広告サービスの10種類のサービス。

③確立された強固な地位を有している又は近い将来有することが見込まれること

過去3会計年度において、それぞれ上記②の基準を満たした場合は、この要件に該当すると推定。

2.主なゲートキーパーの義務

- ・エンドユーザーの個人情報同意なく広告目的で使用するの禁止。
- ・ビジネスユーザーと競争する際に、そのビジネスユーザーによって生成又は提供された非公開データを使用することの禁止。
- ・ビジネスユーザーによるプラットフォーム外での自由な価格・条件の設定を妨げるの禁止。
- ・ビジネスユーザーがエンドユーザーに対して、オファーを伝えたり、宣伝したり、契約を締結したりすることを許容。
- ・エンドユーザーがコアプラットフォームサービスを通じて、ビジネスユーザーのアプリのコンテンツ等を利用することを許容。
- ・ゲートキーパーの本人認証や決済システムをエンドユーザーに利用することやビジネスユーザーに利用等することを求めることを禁止。
- ・ゲートキーパーのオンライン広告サービスの料金及びその算定方法等について、広告主やパブリッシャーの要求に応じて、無償で提供。
- ・エンドユーザーが、簡単に、プリインストールされたアプリをアンインストールしたり、OS等の基本設定の変更をできるようにすること。
- ・サードパーティーのアプリ等のインストール及び効果的な使用をできるようにすること。
- ・製品やサービスを第三者のものと比較してより有利にランク付けすることの禁止。
- ・アプリストア、検索エンジン等へのビジネスユーザーのアクセスについて、公平、合理的かつ非差別的な条件の適用。
- ・サービスやハードウェアの供給者に対して、無償で同等のハードウェアやソフトウェア機能への相互運用性を許容。
- ・電話番号独立型個人間通信サービスについて、個人間・グループ間のテキスト、画像、音声メッセージ、音声通話等の共有など相互運用性の確保。

3.義務不履行の場合の制裁等

➤ 制裁金

ゲートキーパーが上記の義務等を遵守しない場合、欧州委員会は、その企業の全世界の年間総売上高の10%（繰返し違反の場合は20%）を上限とした制裁金を賦課。

➤ 行動的・構造的是正措置

8年間で3回以上違反をするような組織的違反(systematic non-compliance)があり、ゲートキーパーの地位が維持・強化・拡大される場合には、欧州委員会は、相当かつ必要な行動的又は構造的な是正措置が可能。

デジタルマーケット法(DMA)②

- 2023年9月、欧州委員会は、DMAに基づき、22のコアプラットフォームに関して6社の「ゲートキーパー」を指定。
- 「ゲートキーパー」は、6ヶ月以内に義務を遵守し、欧州委員会に報告。

Alphabet

- Google Maps(オンライン仲介サービス)
- Google Play(オンライン仲介サービス)
- Google Shopping(オンライン仲介サービス)
- Google Search(オンライン検索エンジン)
- Youtube(ビデオ共有プラットフォームサービス)
- Google Android(オペレーティングシステム)
- Chrome(ウェブブラウザ)
- Google(オンライン広告サービス)

Amazon

- Amazon Marketplace(オンライン仲介サービス)
- Amazon(オンライン広告サービス)

Apple

- Apple Store(オンライン仲介サービス)
- iOS(オペレーティングシステム)
- Safari(ウェブブラウザ)

ByteDance

- Tiktok(オンラインソーシャルネットワーキングサービス)

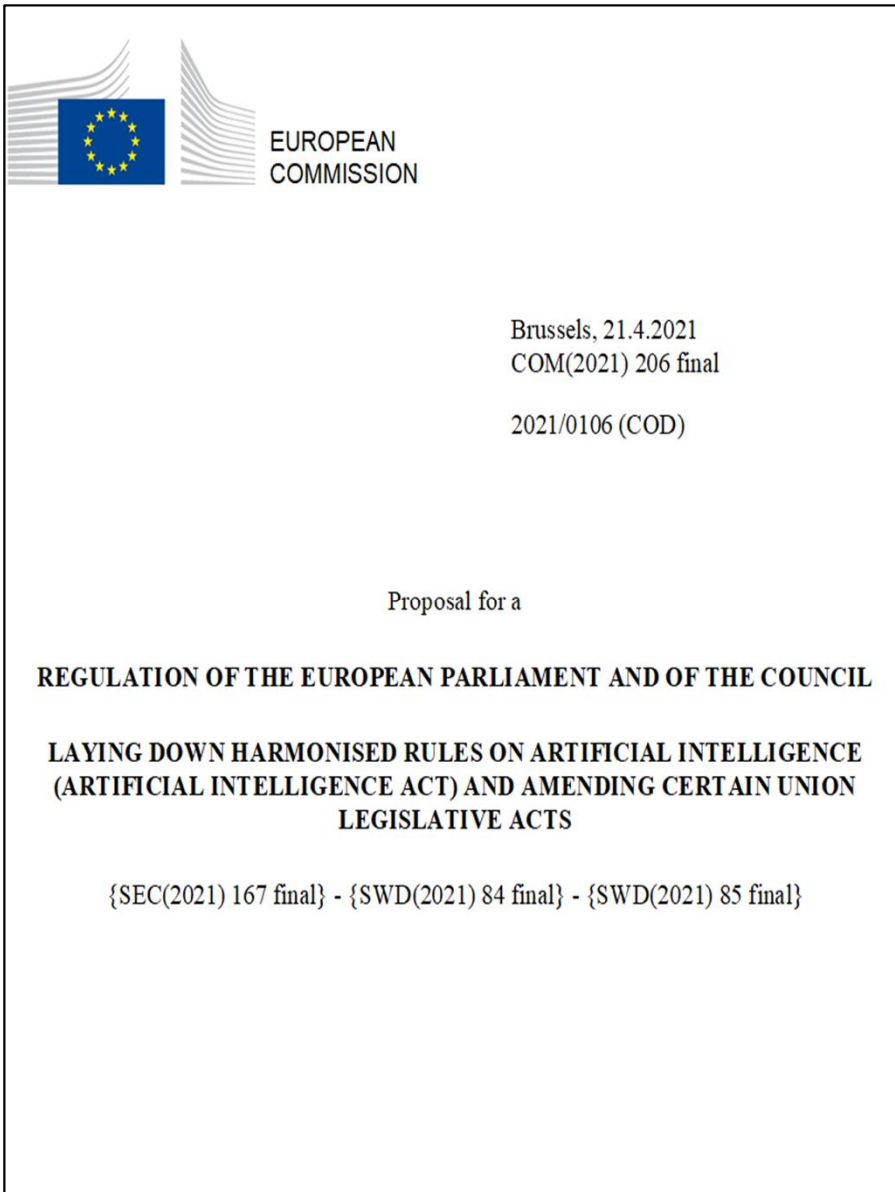
Meta

- Meta Marketplace(オンライン仲介サービス)
- Facebook(オンラインソーシャルネットワーキングサービス)
- Instagram(オンラインソーシャルネットワーキングサービス)
- Whatsapp(番号独立型個人間通信サービス)
- Messenger(番号独立型個人間通信サービス)
- Meta(オンライン広告サービス)

Microsoft

- LinkedIn(オンラインソーシャルネットワーキングサービス)
- Windows PC OS(オペレーティングシステム)

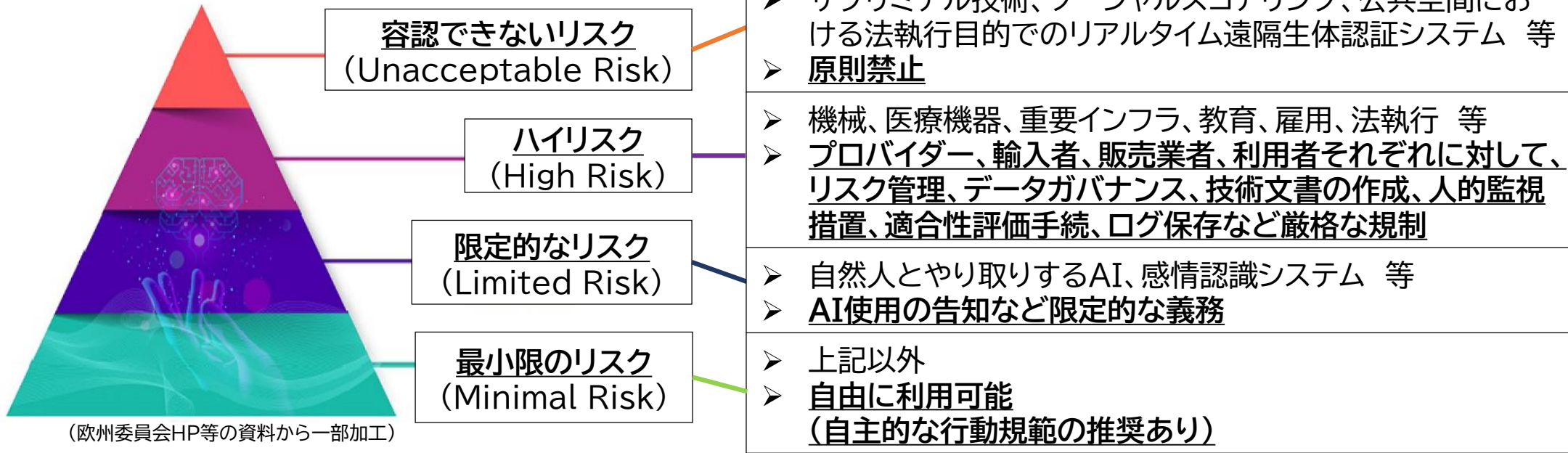
AI規則案(AI Act)①



- 欧州委員会は、2021年4月21日、AI規則案を公表。その目的として、利用者の信頼を増すことで、EUにおけるAIの活用・イノベーションやAIへの投資を強化するとともに、人々と企業の安全と基本的権利を保護としている。
- リスクベースアプローチを採用し、4つのリスクレベルを設け、各々のリスクに応じた要件・規制を設定。
- EU域内にAIシステムを提供する域外企業も適用対象。
- 違反の場合、最大で3,000万ユーロ又は年間世界売上高の6%の罰金。
 - 最大で4000万ユーロ又は7%。
- AIシステムの市場投入前に、革新的なAIシステムの開発、試験、検証を実施できる環境として「AI規制サンドボックス」を提供する。
- 2022年12月にEU理事会が、2023年6月に欧州議会が、それぞれ修正案を採択。現在、両立法機関による交渉中。

AI規則案(AI Act)②

- AI規則案では、リスクベースアプローチを採用し、4つのリスクレベルを設け、各々のリスクに応じた要件・規制を設定。



理事会修正案

- 汎用AI(general purpose AI)というカテゴリー及び対応する義務を追加。
 - 画像・音声認識、音声・映像生成、パターン検出、質問応答、翻訳などの一般的に適用可能な機能を実行することをプロバイダーが意図したAIシステム。
 - プロバイダーが使用説明書等において、全てのハイリスク用途を明確に排除している場合、各種要件・義務は不適用。
 - それ以外の場合、一部の要件・義務が適用。

議会修正案

- 基盤モデル(foundation model)、生成AI(generative AI)というカテゴリー及び対応する義務を追加。
 - 生成AI:複雑なテキスト、画像、音声、動画などのコンテンツを、様々なレベルの自律性をもって生成することを特に意図したAIシステムに使われる基盤モデル。
 - 透明性確保、違法コンテンツの生成を防ぐセーフガードの確保、学習に使用した著作物に関する十分に詳細な概要の作成・公表を義務づけ。

データ法案

- 欧州委員会は、2022年2月23日、「データ法案」(Data Act)を公表。EUで生成されたデータを誰が利用及びアクセス可能かに関するルールを定めることを目的とし、主にデータ共有の促進、公的機関によるデータへのアクセス、データ処理サービスの乗換え促進、非個人データの越境移転からの保護措置に関する規定を定めている。

データ共有の促進

コネクテッド製品や関連サービスの提供者に主に以下の義務を課す。

- コネクテッド製品や関連サービスを、デフォルトで、利用者が容易かつ安全に、適切な場合には直接、生成されたデータにアクセスできるような形で、設計、製造及び提供する義務。
- 利用者の求めに応じ、利用者自身又は第三者(デジタル市場法に規定する「ゲートキーパー」は除く)に対し、遅滞なく、利用者には無料で、データを利用可能とする義務。

公的機関によるデータへのアクセス

データ保持者は、公の緊急事態などデータを利用する特別の必要性がある場合、要請に応じ、当該データを公的機関に利用可能としなければならない。

データ処理サービスの乗換え促進

- データ処理サービス(クラウドサービスなど)事業者は、利用者が他事業者へ乗り換えられるよう、契約の解消やデータの持ち運び、乗換え先での機能的同等性の維持などに対する障害を除去しなければならない。
- データ処理サービス事業者は、欧州委員会により特定されるオープンな相互運用性仕様又は相互運用性に関する欧州標準との互換性を確保しなければならない。

非個人データの越境移転からの保護措置

データ処理サービス事業者は、EU法や加盟国法に抵触する非個人データの域外移転や政府によるアクセスを防ぐため、あらゆる合理的な技術的、法的、組織的措置を講じなければならない。

ギガビット接続推進のための政策パッケージ

- 欧州委員会は、2023年2月、2030年までにEU域内の全市民・企業にギガビット接続を利用可能とするとの目標達成のため、**①ギガビットインフラ法案(Gigabit Infrastructure Act)**、**②ギガビット勧告案(Gigabit Recommendation)**、**③接続性セクターとそのインフラの将来に関する予備的協議**の3施策から構成される政策パッケージを公表。

ギガビット法案

EU域内でのネットワークインフラ展開の迅速化のため、以下を規定。

- 関連する許認可手続の簡素化・デジタル化
- 電気通信事業者による必要な物理インフラへのアクセスに関する要件の整備
- 事業者間での土木工事の調整手続
- 新築及び大規模改修建築物への光ファイバー敷設義務

ギガビット勧告

市場支配力が大きい既存事業者のネットワークに他の事業者がアクセスするための条件について、各国の規制当局にガイダンスを提供するもの。

接続性セクターとそのインフラの将来に関する予備的協議

技術及び市場の状況の変化及びそれが電気通信分野に与える影響について意見を収集するため、以下に関するアンケートへの回答を広く一般に求めるもの(2023年5月19日で回答締切り済み)。

- 今後欧州がデジタルトランスフォーメーションをリードするために必要な通信インフラの種類
- そのインフラ展開に必要な投資を確保する方法(恩恵を受ける全てのプレーヤーが接続性インフラへの投資に公平に貢献する必要性を含む)
- 電気通信市場の単一市場に向けた更なる統合の進め方

日EUデジタルパートナーシップ

- 2022年5月12日に開催された第28回日EU定期首脳協議において、「日EUデジタルパートナーシップ」(Japan-EU Digital Partnership)を立ち上げ。

目的

経済成長を促進し、日EU間の共通の価値及び、特にデータについて、「信頼性のある自由なデータ流通」(DFFT)の重要性に係る共通認識を踏まえ、包摂的で持続可能、人間中心のデジタルトランスフォーメーションを通じた持続可能な社会を達成するため、デジタル分野の協力を前進させること。

位置づけ

- 既存の枠組みを総括する枠組み。
- **年1回開催の閣僚級会合として「日EUデジタルパートナーシップ会合」(Japan-EU Digital Partnership Council)を設置。**協力の進捗を確認し、次の段階に向けた政治的な指示を与える。
- 進捗は次回日EU定期首脳協議にも報告。

対象分野

- 協力の対象分野として、プライバシー、半導体サプライチェーン、5G/Beyond 5G、HPC・量子技術、サイバーセキュリティ、人工知能(AI)、デジタル連結性、オンライン・プラットフォーム、データ(DFFTを含む)、トラスト技術、デジタル貿易、中小企業のデジタル・トランスフォーメーション、国際標準、規制協力等を列挙。
- 対象分野については、閣僚級会合(日EUデジタルパートナーシップ会合)を通じて定期的に見直し・更新を行う。

進捗

- 2023年7月3日、第1回日EUデジタルパートナーシップ会合を東京で開催。半導体、海底ケーブル、HPC・量子技術、5G/Beyond 5G、AI、DFFTといった分野での協力の進捗をまとめた共同声明を公表。
- 同会合に前後して、総務省と欧州委員会の間で海底ケーブルに係る協力覚書(MoC)に、経済産業省と欧州委員会の間で半導体に関する協力覚書(MoC)に、それぞれ署名。